

# JP BANK VISAカード/マスターカード会員規定等の新旧対照表 (2024年4月19日改定)

掲載日 2024年4月2日  
(2024年4月19日改定日更新)

## ■JP BANK カード WEB 安心サービス特約 (下線の部分は改定箇所)

改定前	改定後
<p>第1条 取扱概要</p> <p>(1) JP BANK カード WEB特約第5条 (認証情報の管理) において、当行は、第三者により利用者のJP BANK カード WEBの認証情報が不正利用された場合、同条の警察及び当行への届出がなされたときは、この特約により当該利用者が被る次項に定める損害をてん補します (以下「安心サービス」といいます。)</p> <p>(2) 当行が、安心サービスでてん補する損害は、下記の条件を全て満たした場合に限るものとします。</p> <p>① 第三者が、<u>VISA認証サービス</u>、もしくは<u>MasterCard @ SecureCode™ (マスターカードセキュアコード)</u> 対象加盟店において<u>クレジットカード番号</u>と<u>JP BANK カード WEBのパスワード</u>を使用することによって<u>当該クレジットカード</u>で購入代金の決済を行った場合、又は第三者が、インターネットショッピング加盟店において会員番号を使用することによって購入代金の決済を行った場合</p> <p>② 購入した商品の発送先が日本国内で<u>あった</u>場合</p> <p>③ 損害が、<u>パスワード</u>又は会員番号 (以下「<u>パスワード等</u>」) といいますが第三者に<u>不正使用</u>されていることが判明した旨の通知を当行が受領した日の60日前以降、受理日までの61日の間 (次条第3項②において「てん補期間」といいます。) に発生したものである場合</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第1条 取扱概要</p> <p>(1) JP BANK カード WEB特約第5条 (認証情報の管理) において、当行は、第三者により利用者のJP BANK カード WEBの認証情報が<u>不正利用され、かつ同条第2項</u>の警察及び当行への届出がなされたときは、この特約により当該利用者が被る次項に定める損害をてん補します (以下「安心サービス」といいます。)</p> <p>(2) 当行が、安心サービスでてん補する損害は、下記の条件を全て満たした場合に限るものとします。</p> <p>① 第三者が、<u>Visa Secure</u>、もしくは<u>Mastercard ID Check</u>対象加盟店において<u>会員番号</u>と<u>当行が通知した認証コード (ワンタイムパスワード)</u>を使用することによって<u>当該会員番号に係るカード</u>で購入代金の決済を行った場合、又は第三者が、インターネットショッピング加盟店において会員番号を使用することによって購入代金の決済を行った場合</p> <p>② 購入した商品の発送先が日本国内で<u>である</u>場合</p> <p>③ 損害が、<u>認証情報</u>又は会員番号 (以下「<u>認証情報等</u>」) といいますが第三者に<u>使用</u>されていることが判明した旨の通知を当行が受領した日の60日前以降、受理日までの61日の間 (次条第3項②において「てん補期間」といいます。) に発生したものである場合</p> <p>(3) (同左)</p>
<p>第2条 てん補限度額</p> <p>(1) 当行がてん補する損害の限度額は、一の<u>パスワード等</u>の<u>不正使用</u>につき合計して100万円までとします (免責金額: 1,000円)。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次の場合は、当行はてん補の責を負いません。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 利用者が第三者に強要されて漏らした<u>パスワード等</u>により生じた事故</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 利用者から第三者に譲渡・貸与等された<u>パスワード等</u>により生じた事故</p> <p>⑥ 利用者、<u>VISA認証サービス</u>対象加盟店、<u>MasterCard @ SecureCode™ (マスターカードセキュアコード)</u> 対象加盟店、その他インターネットショッピング加盟店、<u>若しくは</u>利用者の法定代理人の故意又は重大な過失により生じた事故</p> <p>⑦ 利用者、<u>VISA認証サービス</u>対象加盟店、<u>MasterCard @ SecureCode™ (マスターカードセキュアコード)</u> 対象加盟店、その他インターネットショッピング加盟店、又は利用者の法定代理人の犯罪行為により生じた事故</p> <p>⑧～⑨ (略)</p> <p>⑩ その他<u>この特約や他の規定等</u>に違反した事故</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第2条 てん補限度額</p> <p>(1) 当行がてん補する損害の限度額は、一の<u>認証情報等</u>の<u>不正利用</u>につき合計して100万円までとします (免責金額: 1,000円)。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 次の場合は、当行はてん補の責を負いません。</p> <p>①～② (同左)</p> <p>③ 利用者が第三者に強要されて漏らした<u>認証情報等</u>により生じた事故</p> <p>④ (同左)</p> <p>⑤ 利用者から第三者に譲渡・貸与等された<u>認証情報等</u>により生じた事故</p> <p>⑥ 利用者、<u>Visa Secure</u>対象加盟店、<u>Mastercard ID Check</u>対象加盟店、その他インターネットショッピング加盟店、<u>又は</u>利用者の法定代理人の故意又は重大な過失により生じた事故 (<u>当行が通知した認証コード (ワンタイムパスワード) の管理において利用者の重大な過失により生じた事故を含みます</u>)</p> <p>⑦ 利用者、<u>Visa Secure</u>対象加盟店、<u>Mastercard ID Check</u>対象加盟店、その他インターネットショッピング加盟店、又は利用者の法定代理人の犯罪行為により生じた事故</p> <p>⑧～⑨ (同左)</p> <p>⑩ その他<u>JP BANK カード WEB特約又はJP BANK VISAカード/マスターカード会員規定</u>に違反した事故</p> <p>(4) (同左)</p>

以上